

長浜市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

長浜市長 浅見 宣義

## 長浜市規則第32号

### 長浜市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

長浜市職員の給与に関する規則（平成18年長浜市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第54条第1項第1号中「6月に支給する場合は100分の110以上100分の200以下、12月に支給する場合は100分の115以上100分の210以下」を「100分の112.5以上100分の205以下」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合は100分の105以上100分の110未満、12月に支給する場合は100分の110以上100分の115未満」を「100分107.5以上100分の112.5未満」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合は100分の96.5、12月に支給する場合は100分の101.5」を「100分の99」に改め、同項第4号中「6月に支給する場合は100分の88以下、12月に支給する場合は100分の93以下」を「100分の90.5以下」に改める。

第54条の2第1項第1号中「6月に支給する場合は100分の49.25以上、12月に支給する場合は100分の51.75以上」を「100分の50.5以上」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合は100分の45.75、12月に支給する場合は100分の48.25」を「100分の47」に改め、同項第3号中「6月に支給する場合は100分の43.75以下、12月に支給する場合は100分の46.25以下」を「100分の45以下」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。